

第 523 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 6 年 7 月 9 日(火) 10:00～10:25

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第523回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の 1 「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」に関しまして、黒田NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 NW事業監視課の黒田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 3 に基づきまして説明をさせていただきます。「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」でございます。

(趣旨)でございますが、令和 6 年 6 月 21 日付けで、電力広域的運営推進機関より、経

済産業大臣に対して、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、7月1日付けで、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対して意見の求めがあったということで、当該認可に係る監視等委員会としての回答について、御審議をいただきたいというものでございます。

資料は、2. でございますが、「変更の主な内容」、2点ですけれども、いずれも資源エネルギー庁の審議会の審議に基づいた規程の変更、指針の変更になっております。

まず、1点目ですが、「翌々日計画の細分化に伴う送配電等業務指針の変更」でございまして、こちらについては、過去の需給逼迫時の対応におきまして、供給力を確実に確保する観点から、これまで翌日・当日に行っている広域機関の計画断面での広域予備率を、翌々日についても、2025年4月から48点で算出をして公表することが整理されたことを踏まえまして、送配電等業務指針の変更を行うものになってございます。

それから、2点目でございますが、「系統アクセス業務の一部見直しに伴う業務規程、送配電等業務指針の変更」でございまして、広域機関は、これまで任意で特定連系希望者、事業者から「事前相談」及び「接続検討の要否確認」を受付けて、それで、一般送配電事業者等の検討結果の妥当性や差別的な取扱いがないことを確認してきたということでございますけれども、現在においては、一般送配電事業者の適切な運用が定着していること、それから、公開情報についても充実してきておりますので、系統からの連系の必要な情報を、事業者自らが参照できるようになっている。

さらには、広域機関についても、様々な新たな業務も追加がなされているということで、役割も増加してきているといったことを踏まえまして、エネルギー庁の審議会におきまして、広域機関での体制を整備する観点から、「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の受付業務については、一般送配電事業者等に集約することが整備をされたものでございます。

（主なルール整備の具体的内容）としましては、1つ目の・のとおり、特定連系希望者から広域機関への「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の申込みの受付に係る規定については削除する。

一方で、2つ目の・にありますとおり、特定連系希望者の求めに応じて、一般送配電事業者や配電事業者からの「接続検討の要否確認」について疑義がある場合については、この回答結果の妥当性などを確認する、セカンドオピニオンと言われるような業務につきましては、これは引き続き行うことで明記をするものでございます。

3. の「認可申請に係る意見」でございますけれども、業務規程及び送配電等業務指針

の変更案の内容につきまして、審査基準に照らして特段の問題はないと認められるため、資料３－３及び資料３－４のとおり、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を、経済産業大臣に回答することとしたいというものでございます。

御審議をお願いできればと思います。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（意見、質問等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として認可をすることに異存はない旨、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の２「電力広域的運営推進機関の2023年度財務諸表等の承認について」に関しまして、引き続き、黒田NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      それでは、資料４を御覧いただければと思います。「電力広域的運営推進機関の2023年度財務諸表等の承認について」でございます。

こちらにつきましては、広域機関は、事業年度開始から３か月以内に前事業年度の財務諸表等を経済産業大臣に提出をして、その承認を受けるという規定になっておりまして、それに基づく、毎年行っている手続きでございます。

本件につきまして、2023年度分の財務諸表等について、令和６年６月21日付けで承認申請があり、７月１日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に意見が求められているということで、この回答について御審議をいただきたいというものでございます。

内容ですけれども、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づきまして、事務局において、あらかじめ下審査を行っているものでございまして、その内容を説明させていただきます。

まず、「審査基準」としまして、「財務会計省令12条から15条までの規定に基づいている

こと」ですけれども、具体的には、事業報告書、決算報告書、収入支出決算書、債務に関する計算書について、規定どおり記載がされているかを確認しています。

「審査結果」ですけれども、まず、事業報告書につきましては、認可された事業計画の実施の結果を記載していることを確認しております。事業報告書につきましては、後ろに参考でつけております。

それから、決算報告書（収入支出決算書及び債務に関する計算書）につきましては、認可された予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示していることを確認してございます。

それから、収入支出決算書につきましては、認可された収入支出予算と同一の区分によって作成をされている、それから、これに必要な事項を記載していることを確認しております。

それから、債務に関する計算書につきましては、認可された金額の範囲内において負担した債務の金額を事項ごとに示していることについて確認をさせていただいております。

それから、②でございますけれども、「拠出金、交付金及び推進機関に対して納付された金額については、財務諸表等においてそれぞれの増減及び異動が記載されていること」が基準となっております。

具体的な「審査結果」ですけれども、災害等扶助交付金の交付業務に関する拠出金、交付金（再エネ特措法に基づく業務に関する交付金）及び地域間売買取引の決済に係る利益、JEPXから納付される金額につきまして、財務諸表等において増減が記載されていることを確認しております。

それから、容量市場における入札を実施した場合に必要な拠出金及び電源入札等を実施した場合に必要な拠出金につきましては、2023年度には、増減の実績がないことを確認しているというところでございます。

簡単に具体的な提出資料も映しますが、例えば事業報告書は別紙1でつけておりますけれども、どういった業務を行っているかということは記載をいただいておりますし、それから、収入支出決算書に関する記載、債務に関する計算書、最後に預り金ですとか交付金に関する増減も確認をしているというところでございます。

資料1 ページ目に戻らせていただいて、3. の「経済産業大臣への回答」ですけれども、上記2. の「審査結果」を踏まえまして、当委員会として、経済産業大臣が本申請に係る承認をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいということでござ

います。

御審議をお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

北本委員、お願いいたします。

○北本委員 報告ありがとうございました。

内容について細かいコメントをするのは難しいのですが、全体としてルールに従って処理をなされていることが確認されたということと理解しました。

その中で18ページの「監査によるモニタリング」という箇所について。

機関の業務内容がいろいろ追加されてきていますので、監査については、より厳格に実施していただけるように、委員会からも確認してもらいたいと思います。また、財務報告については、2024年度から監査法人による会計監査を導入する方向で進んでいるということで、F I T制度などの預り金などが多額にあり、別管理した資金内容を確認することも重要だと思しますので、進めていかれることがよい方向ではないかと思います。

なお、任意監査と伺っていますので、監査をやめる、やめないという決定は何らかの基準に基づいて内部で運用されることが必要だと思います。

以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

事務局から、いかがですか。

○黒田NW事業監視課長 御意見、承りました。ありがとうございます。

○横山委員長 それでは、ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として承認することに異存はない旨、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長     ありがとうございました。

事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に2件、書面開催を行っております。

まず、1点目が、「一般ガス導管事業の供給区域の変更許可」、2点目が、「電気の供給区域外に設置する電線路による供給許可」について、7月2日付けで、今後の対応について決定をしております。

議事録については、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——